

表 4月以降に適用される標準作業手順書（SOP）

項目	内容
1	公共の場でのマスク着用
2	施設所有者は建物内の良好な換気を確保
3	常に手指の消毒を行う
4	国家検査戦略（財務省発行）に沿い新型コロナ検査を行う
5	事業所の営業時間は事業免許に応じて決定
6	新型コロナ対策アプリ「MySejahtera」（マイセジャテラ）による入場登録は、混雑していないオープンスペースを除いて必要。同アプリの「MySJ Trace」（追跡機能）は屋内エリアでは使用を継続
7	礼拝時のソーシャルディスタンスは不要。ただし、州ごとの宗教当局が定めるルールを順守
8	ワクチン接種完了ステータス：①接種の有無に関わらず州をまたぐ国内移動が可能 ②接種率に応じた出勤制限は撤廃
9	各施設の清掃・消毒の方法や頻度は監督官庁が規定
10	感染の疑いがある、または陽性の場合は、保健省が定めたガイドラインに従う

（注）詳細版は今後ウェブサイトで公開予定。

（出所）首相府